

# 会 議 録

## 1 会議名

- ・令和2年度第7回清里区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 1) 報 告（公開）

### 2) 諮 問（公開）

- ・諮問第60号 上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について

### 3) 協 議（公開）

#### （1）自主的審議事項について

- ・市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担に係る検討について
- ・（仮称）安心ノートの取組について

### 4) その他（公開）

#### （1）令和2年度第8回清里区地域協議会の開催（案）について

## 3 開催日時

- ・令和2年10月29日（木）午後3時から午後4時30分まで

## 4 開催場所

- ・清里コミュニティプラザ3階 多目的ホール

## 5 傍聴人の数

—

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委 員：古澤文夫（会長）、山川正平（副会長）、笹川重作、佐々木勝峰、竹田恵理子、羽深正、保坂幸男、堀川敏子、松永誠一、向橋マチ子、横山芳一
- ・事務局：清里区総合事務所：上田所長、浅野次長、保坂市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長 ※以下グループ長はG長と表記）、長澤班長、田中主任、野口集落づくり推進員、石田スポーツ推進副課長

## 8 発言の内容（要旨）

### 【浅野次長】

- ・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

**【古澤文夫会長】**

・挨拶

**【上田所長】**

・挨拶

**【古澤文夫会長】**

・会議録の確認を堀川敏子委員にお願いする。  
・次第4報告、事務局に報告を求めるがなし。  
・続いて次第5諮問に移る。「諮問第60号上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について」諮問する。なお、この諮問事項の内容については、今年6月11日に開催した第3回地域協議会で説明を受けた事項であることを申し添える。スポーツ推進課に説明を求める。

**【石田スポーツ推進課副課長】**

・資料1により、諮問第60号上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について説明する。

**【古澤文夫会長】**

・事務局の説明について質問等を求める。

**【羽深正委員】**

・廃止後、支柱を撤去する以外はそのままの状態なのか。

**【石田スポーツ推進課副課長】**

・コートの部分はそのままにして開放していきたいと考えている。

**【羽深正委員】**

・線を引いて駐車場にする見込みはあるのか。大会なども開催されるので駐車場の需要もあると思うが。

**【石田スポーツ推進課副課長】**

・駐車場にするとなると大掛かりな造成工事が必要になる。駐車場は周辺にもあるので今のところ駐車場にする考えはない。

**【笹川重作委員】**

・テニスコートには亀裂など傷んでいるところがあるが、これらは直すのか。

**【石田スポーツ推進課副課長】**

- ・予算の都合もあるができるだけ直したいと思っている。約束はできないが努力したい。

**【古澤文夫会長】**

- ・他に質問がないようなので、「諮問第60号上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について」は諮問の内容を適当と認め本日付けで答申することとしてよいか。賛成する委員は挙手願う。

(出席委員全員より挙手あり)

**【古澤文夫会長】**

- ・併せて答申(案)については、「令和2年10月6日付け上教ス第4862号で諮問のあった、諮問第60号：上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認める」として、本日10月29日付で地域協議会から上越市長に対し回答して良いか。

(「はい」の声多数)

**【古澤文夫会長】**

- ・それではそのようにする。以上で諮問事項について終了する。
- ・次に次第6(1) 自主的審議事項について協議を始める。
- ・初めに、「市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担に係る検討について」を協議する。
- ・事務局に説明を求める。

**【長澤班長】**

- ・市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担に係る検討について、資料2により説明する。
- ・まず先般の地域協議会で保坂幸男委員からあった質問について回答したい。他の区で市営バスに移行した際に市から補助があったのかという質問であったが、担当課の交通政策課に確認したところ、頸城区の路線バスと市営バスの乗継に割引制度を設けているとのことである。先般の会議資料にも記載があるのだが、この制度は路線バスから支援バスに乗り継いだ場合に50パーセントの値引きをするというものである。それ以外の区は特段割引制度を設けたことはないとのことである。
- ・清里区でもバスの運賃が割高になることから、今までの運賃より高くないような措置を要望するために作成したのが資料2である。現在交通政策課で既に制度の検討を始めており、来年度予算の策定に向けて具体的な動きが出てきている状況である。

制度の内容がある程度固まり次第、次回以降の地域協議会で交通政策課から説明しても

らうことを考えている。

**【古澤文夫会長】**

- ・事務局の説明について意見、質問を求める。

**【羽深正委員】**

- ・増額分の運賃は資料に書いてあるが減額分はどのくらいなのか。

**【長澤班長】**

- ・清里区総合事務所から赤池まで480円、青柳までが440円であり、それらの金額と200円との差額である。

**【羽深正委員】**

- ・利用の仕方によってはバスの運賃が安くなるということをアピールした方が良いのではないか。その方が利用促進に繋がるのでは。

**【上田所長】**

- ・バスを使っていたきたいという思いは根底にあるのだが、高田方面から乗り継ぐ場合は今までより運賃が高くなるというのが事実としてある。もちろん、総合事務所から青柳までが200円になるのをアピールして利用促進に繋げていきたい。ただ、通学で高田方面へのバスを使う学生など毎日使う方が不利益を被らないようにしたい。担当課の方でも検討しているとのことなので、決まった段階で報告したいと思う。

**【古澤文夫会長】**

- ・前回の会議で11月頃までに市に対して要望を行っていくことで了解いただいているが、交通政策課の方で具体的な制度の策定に向けて検討中とのことであるため、今後の推移を見守るということでよろしいか。

(「はい」の声多数)

**【古澤文夫会長】**

- ・それではそのようにする。

**【横山芳一委員】**

- ・路線バスの運賃は決まっているのか。運賃表の改定はないのか。

**【長澤班長】**

- ・ダイヤ改正と合わせて運賃の改定はあるかもしれない。市営バスについては今のところ200円で動いている。

**【上田所長】**

・ダイヤ改正に伴っての料金改定はあるとは思う。市営バスは200円を基本としており、くびき野バスの運行料金が上がった段階で乗り継ぎがどうなるかを検討し、不利益がないように対応をしていかなければならないと思っている。

**【古澤文夫会長】**

- ・以上で「市営バスの運行に伴う旅客運賃の負担に係る検討について」を終了する。
- ・次に「(仮称)安心ノートの取組について(※以下安心ノート)」を協議する。
- ・前回の地域協議会で協議した安心ノートの内容について、福岡県宇美町の「おぼえ書き」、埼玉県八潮市の「私と家族の安心ノート」を資料として配布したが、これらを参考に清里区版を作成していくものである。
- ・作成にあたり項目や内容について事務局に整理してもらったので、事務局に補足説明をお願いする。

**【長澤班長】**

- ・先回の地域協議会で安心ノートの取組について清里区地域協議会として進めていくことを協議いただいた。清里区に適したものを皆さんから協議いただきながら作成していただきたいと思う。
- ・資料3については、先回の地域協議会で配布した福岡県宇美町の「おぼえ書き」、埼玉県八潮市の「私と家族の安心ノート」から見出し項目を抽出し合体させて1つの資料として整理させていただいたものである。これをもとに委員の皆さんからそれぞれの項目と内容の検討をお願いしたいと考えている。一項目ずつ内容の検討をお願いしたい。特に財産の部分についてはもう少し具体的な項目を盛り込んだ方が清里区版としていいものになると思う。

**【古澤文夫会長】**

- ・事務局からの説明どおり、内容等について皆さんから協議していただき詰めていきたいと思う。取り入れる項目、内容について積極的に意見をいただきたい。
- ・まず資料3の「ノートの使い方、注意点」についてであるが、このなかの項目で必要または不要なもの、追加した方がよいものはあるか。

**【堀川敏子委員】**

- ・「用紙は清里区総合事務所にあるので、ほしい場合は連絡してほしい」とあるが、この安心ノートは全世帯に配布する想定であったのか。

**【長澤班長】**

・全世帯に行政から配布するのが正しいかどうかというのはあるが、必要な方は総合事務所に申し出れば差し上げるという形がよいのではないかと思う。その前に安心ノートは地域協議会が発行するものであることを改めてご承知いただきたい。

**【堀川敏子委員】**

・地域協議会で作成したという情報は発信してもらえるのか。

**【古澤文夫会長】**

・完成したら中山間地域を中心に配布を考えてはいるが、町内会長会議等で希望があれば全世帯配布も考えられる。

**【堀川敏子委員】**

・「用紙」という言葉を見ると紙1枚がイメージされてしまうのではないか。

**【上田所長】**

・資料に記載された文面どおりに安心ノートを作成するのではなく、掲載する項目出しをしたものである。言い回しを精査するのではなく、こういう項目を掲載してよいのかということを確認してほしい。体裁は後日整える。

・確かに堀川委員が言うとおおり、例えば町内会長会議で周知する際に安心ノートが欲しい場合は総合事務所にあると言うのはいいが、ここに記載する必要はないと思う。

**【横山芳一委員】**

・これは自分自身のエンディングノートなのか。自分で書くエンディングノートならば自分で作ればいいと思う。総合事務所にあるというのもおかしい。

**【山川正一副会長】**

・そもそもこの安心ノートの取組は空き家対策の協議の中で始まった。一人暮らしの高齢者の場合、自分の財産をどうするのか、もし自分の家が空き家になったらどうするのか、将来困らないようにこういったノートを作っておけば安心なのではないかということから始まっている。

**【古澤文夫会長】**

・狙いはそういうところにある。ただ、空き家の部分だけ取り立てて作るわけにもいかないので、安心ノートを作ろうという話になっているわけである。

**【山川正一副会長】**

・葬式の際に誰に連絡したらいいのか、残された家族でも分からない場合も結構あると思う。山の土地はどこにあるのかなど、こういうものを残しておけば役立つと思う。家

系図もあれば誰が親戚かも見えてくると思う。

**【古澤文夫会長】**

・今は夫婦であっても子供がいても個人の時代である。通帳なども個人でしまっていて昔のように家主がまとめて管理しているというのは少ないのではないか。そういった場合に役立つようにというのがこの安心ノートを作成する趣旨である。

・資料3の「ノートの使い方、注意点」は他の項目によっても変わってくると思うのでとりあえず保留にして先に進みたいと思う。

・続いて「私の基本情報」についてはいかがか。

**【笹川重作委員】**

・マイナンバーを入れたらどうか。

**【古澤文夫会長】**

・マイナンバーはこれから必要になってくると思う。不要という意見がないようなのでマイナンバーの項目を入れることとしたい。

・その他必要な項目、不要な項目について問うが、ないようなので先に進みたいと思う。

・次に「私の家系図」についてはいかがか。親が亡くなった時など、財産相続の関係で家系図や戸籍を調べるときが必ずあると思う。

**【羽深正委員】**

・前回の会議で参考配布された八潮市のエンディングノートの家系図でいうと、もう一代上の代までであった方がいいのではないかと思う。

**【長澤班長】**

・確かに兄弟を書く欄も4人までであり、たくさん兄弟がいる場合は書ききれない。スタイルを考えないといけない。

**【堀川敏子委員】**

・枠が少なすぎる。

**【古澤文夫会長】**

・枠をいくつにするかなど内容については後にして、まず家系図が必要かどうかであるが、不要という意見がないようなので家系図は必要ということにする。

・次に「読んでほしい人」であるが、特に意見がないようなのでこれも入れることとしたい。

・続いて「もしものときの連絡先」であるが、特に意見がないようなのでこれも入れる

こととしたい。

・次に「これまでの私を振り返って」であるが、特に意見がないようなのでこれも入れることとしたい。自分で必要な項目を書けばよいので、項目を掲載しておく分には問題ないと思う。

・次に「私の健康状態」についてはいかがか。

**【堀川敏子委員】**

・八潮市のエンディングノートを見ると欄が少ないと思う。複数の病院にかかっている方が多いと思うし、自分だったら足りないと思う。

**【山川正一副会長】**

・今は項目の確認であるので、欄の数についてはまたあとにしたい。

**【古澤文夫会長】**

・「介護が必要になったら」、「重い病気などにかかったら」、「葬儀について」、「納骨方法について」、「遺言書について」、「私の持ち物について」、「形見分けについて」、「認知症などによりの確な判断ができなくなった時に身の回りのことをお願いしたい人」、「利用しているサービス等」、「預貯金・クレジットカード・株式・有価証券など」、「不動産（土地・家など）」、「生命保険・火災保険・地震保険・個人年金など」、「借入金・ローン、保証人になっているものなど」、「その他財産」、「大切な人へのメッセージ」、「家族へのメッセージ」、「自由記述」については特に意見がないようなので入れることとしたい。

**【笹川重作委員】**

・どの項目に入れるのがいいのか分からないが、ペットについての項目があった方がいいと思う。一人暮らしの方が亡くなった時にペットをどうしたらよいかというのがあると思う。

**【堀川敏子委員】**

・財産の項目に入れてよいのではないか。

**【長澤班長】**

・家など財産の項目が書いてある最後の頁が最も重要だと思うのだが、委員の皆さんからはこのあたりを掘り下げていただきたい。

**【浅野次長】**

・不動産のところは種類と所在地等しか欄がないが、例えば自分の財産について活用してほしいのか壊しても構わないのか、所有者個人の意向を反映させるような項目があっ

てもよいのではないかと思う。

**【堀川敏子委員】**

- ・不動産の項目に入れるか、別枠で項目を作るか。

**【古澤文夫会長】**

・事務局で次回までにたたき台を作ってもらうことはできないか。たたき台がないと検討できない。

**【佐々木勝峰委員】**

- ・自分が亡くなったあと不動産を売りたいのか、壊すお金を用意しているのか、そのあたりを記入してもらうのが大事である。この安心ノートに法的な効力を持たせることが可能なのかもわからないが、負の遺産に関しても項目が必要ではないか。自分の町内に所有者が管理できないために町内会で管理している土地がある。人口が減ればこのような事例が増えていくと思う。こうした課題の解決が安心ノートを作る目的だったと思う。
- ・法的な効力の部分など次回までに事務局に調べてきていただきたい。

**【上田所長】**

- ・佐々木委員のおっしゃるとおり、空き家問題からエンディングノートを作る運びとなったはずである。エンディングノートにはもしものときに財産をどうすると書いていただいて構わないのだが、これはあくまで配偶者や離れた場所にいる子供など家族のみが見ることを想定していて、他人が見ることはできないものだと思う。
- ・町内会にはこの安心ノートとは別に、もしものときの連絡先を渡しておくとか、そういった方法もあるのではないかと思う。もちろん個人情報との関係もあるし、相続放棄という現状もあり、またそういったことができる町内会とできない町内会もあると思う。

**【古澤文夫会長】**

- ・あくまでも個人で書きたい部分だけ書くという程度で、法的にどうこうできるものを作ろうとしているわけではない。
- ・他に意見はあるか。

**【堀川敏子委員】**

・前回の配布資料である宇美町の「おぼえ書き」の後半に制度の説明等という資料がついているので、資料を付けていただきたいと思う。

**【松永誠一委員】**

- ・安心ノートを作成すること自体に異議はないのだが、空き家対策の一つの手段である

という位置付けにするには無理があると思う。亡くなった後で支障が出ることを極力少なくするためのものとして安心ノートがあればよいのではというところに留めておかないと。このノートを作成する趣旨を説明する部分が必要だと思う。なんのためにこういったものを作るのかということころをきちんと作っておいた方がいいと思う。

**【羽深正委員】**

・前回配布された八潮市のエンディングノートには「はじめに」の部分に安心ノートの趣旨が記載されている。趣旨説明は必要だと思う。

**【古澤文夫会長】**

・皆さんから意見を出していただいたが、次回までに事務局で安心ノートのたたき台を作ってもらうことはできるか。大変だと思うが、作ってもらえれば検討しやすくなると思う。

**【長澤班長】**

・作るのはやぶさかではないが、本日はさらっと項目の確認をただけであり、もう少し掘り下げて協議をしていただくことを想定していたのだが。

**【古澤文夫会長】**

・2月に完成させるとなるとあと3、4回検討する機会がある。今後継続して検討していくということではいかがか。

**【上田所長】**

・冊子の形になったものを見て協議したいということだと思うが、たたき台は作りたいとは思いますが、さすがに次回までに作るのは無理である。

**【古澤文夫会長】**

・本日は大項目だけ検討したが、いずれにしてもひな型を作ってもらい、前回参考に配布した二つの自治体のエンディングノートを参考にしながら加除していく作業をお願いしたいと思う。

・この件については終了したいと思うが。

**【長澤班長】**

・委員の皆さんからも協力してもらいながら作成したいと思う。事務局に一切合切作ってくださいというのではなく、委員の皆さんにも一緒に作っていただき、地域協議会の名前で公表することを考えている。事務局も手伝うが、委員の皆さんからも協力いただきたい。

【古澤文夫会長】

- ・そうは言ってもなかなかまとまらない。

【野口集落づくり推進員】

- ・資料3の項目リストだが、委員の皆さんはリスト通りに進めなければならないと思っているように見受けられるが、そうではない。清里区らしい安心ノートを地域の皆さんに配りたいという気持ちを汲んで、事務局は作成に協力させていただくのである。作成にあたっては、どういう項目を入れたいか、子供にどういうことを伝えたいか、何を残しておけば子供たちに迷惑がかからないか、そういった目線で、家族で見ていただくものを作るということによいのではないか。

【古澤文夫会長】

- ・色々意見をいただきましたが、副会長と相談したいと思う。
- ・とりあえず本日の自主的審議事項はこれで終了する。
- ・次に、次第6その他、第8回地域協議会の開催について、11月26日木曜日、午後4時からコミュニティプラザで開催する。
- ・事務局から何か意見等はあるか。

【浅野次長】

- ・議会報告会の意見交換会のチラシを机上配布させていただいた。11月6日（金曜日）に18時半から清里コミュニティプラザで意見交換会が開催される。市民の方であればどの会場でも参加可能であるが、せっかく地元で開催されるので都合がつけばぜひ出席いただきたい。

【古澤文夫会長】

- ・いい機会なのでふるって参加してほしい。

【松永誠一委員】

- ・議会報告会の報告をするのは誰なのか。会場は4か所あるが、それぞれ違う方なのか。

【浅野次長】

- ・議会が主催のため誰が参加するのか詳細は不明だが、清里には地元出身の議員が2名いるため、この2人は参加するはずである。

【古澤文夫会長】

- ・その他、委員から意見等はあるか。

【羽深正委員】

・市道の名称についてであるが、先日牧区でクマが出たと市の緊急メールで入ってきたのだが、牧区と清里区で市道の呼び方が違っているようであった。1本の市道の呼び方が区を境に変わるといのはおかしいのではないか。

**【上田所長】**

・合併前は地境で名前が変わることがあったと思うが、合併後どうなったのかについては確認させてほしい。

**【保坂G長】**

・市道の場合であるが、例えば「中央線」のように複数の区に同じ路線名がある場合は過去に修正した経緯がある。区をまたぐ路線についてはまだ調整されていないものと予想される

**【向橋マチ子委員】**

・先日の清里区地域協議会の視察研修で黒保遺跡の説明を担当したのだが、その際長澤班長からいただいた質問に対しこの場を借りて回答させていただきたい。

・看板の設置場所の土地の所有者は今曾根に住む方である。

**【古澤文夫会長】**

・他に意見がないようなので、以上で地域協議会を終了する。

**【山川正平副会長】**

・閉会の挨拶

**9 問合せ先**

・清里区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : [kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp)

**10 その他**

・別添の会議資料も併せてご覧ください。